

仮使用認定の手引き

(令和 7 年度版)

まえがき

本手引きは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の 6 の規定に基づく検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限を一時解除し、建築物の全体又は一部を使用することができる仮使用認定の手続きについて、申請者及び担当部署の双方が、当該制度に関する法令及び条例等の運用にかかる認識を共有し、効率的な作業や協議を実現することにより、手続きの円滑化を図ることを目的として作成したものです。

認定の手続きにあたりましては、本手引きに沿って進めて頂くよう、ご理解とご協力をお願いします。

目次

◎建築基準法第7条の6に規定する仮使用認定制度とは	1
◎仮使用認定の適用例	1
◎特定行政庁が承認を行う場合の承認基準	1
◎建築主事が認定を行う場合の承認基準	7
◎仮使用認定後の留意事項	10
◎仮使用認定後に内容の変更や仮使用部分の追加等が生じる場合	10
◎申請に必要な図書	11
◎許可申請に要する手数料	15
◎様式集	16
◎根拠法令等	43

◎仮使用認定制度とは

建築基準法第7条の6に規定する仮使用認定制度（同法第18条第24項に基づき準用する場合を含む。）は、特定行政庁である仙台市長が安全上、防火上及び避難上支障がないと認める場合、又は本市建築主事が安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国が定める基準に適合していると認める場合、検査済証の交付前であっても、仮に建築物全体又は一部の使用を認めるものです。

この認定を取得することで、認定を受けた期間は、検査済証の交付を受ける前であっても、建築物全体又は一部を使用することができます。なお、本制度の対象は建築基準法第6条第1項第一号と同項第二号に掲げる建築物等になります。

※増築等の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消防設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機、防火区画に関する工事を含む場合、原則として特定行政庁である仙台市に仮使用認定の申請が必要となります（建築基準法施行規則第4条の16第3項参照）。

※建築主事が仮使用認定を行うことのできる工事として、以下のものが定められています。

○新築

○増築の工事で次に掲げる要件に該当するもの

- ・仮使用認定の申請前に避難施設等に関する工事（仮使用の部分に係るものに限る。）を完了していること。
- ・増築に係る部分以外の部分に係る避難施設等に関する工事を含まないこと。

○全部改築の工事

○建築物が開口部のない自立した構造の壁で区画されている場合における当該区画された部分の全部改築の工事

※特定行政庁による仮使用認定は、建築主事による仮使用認定の対象を包含することから、本市では、原則として特定行政庁による認定を行います。

※仮使用認定を受けた使用期間内に、建築基準法第7条、又は同法第7条の2に規定する検査済証の交付を受けてください。

◎仮使用認定の適用例

イ 除却予定建築物を解体するにあたり、この建築物の中にある什器類を新たに建築した建築物の中に移動したい。

ロ テナントビルで、完成した部屋や共用部から使用していきたい。

ハ 建築工事中の分譲マンションの一部を現地モデルルームとして使用したい。

◎特定行政庁が認定を行う場合の基準

○新築の建築物等

仮使用の対象が、新築の建築物又は増築工事における増築部分である場合には、次の 1) から 3) までは適合するものになります。

1) 仮使用部分は、下記項目について建築基準法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合しているものとする。

イ 防火区画（建築基準法施行令（以下「令」という。）第 112 条）

- ・ 主要構造部の適合性（耐火構造又は準耐火構造となっているか）
- ・ 特定防火設備、防火設備の適合性
- ・ 各種感知器連動のシャッター、特定防火設備、防火設備の作動試験
- ・ その他

ロ 廊下、避難階段及び出入口（令第 5 章第 2 節）

- ・ 廊下、階段、踊り場の幅員
- ・ 階段のけあげ、踏面の寸法
- ・ 屋外避難階段の位置・構造、屋外から階段に通じる出入口の構造
- ・ 屋内避難階段の位置・構造、階段室の天井及び壁の内装、階段に通じる出入口の構造
- ・ バルコニー及び付室の構造・大きさ、階段に通じる出入口の構造
- ・ その他

ハ 排煙設備（令第 5 章第 3 節）

- ・ 防煙区画の位置・構造、可動たれ壁の作動試験
- ・ その他

ニ 非常用の照明装置（令第 5 章第 4 節）

- ・ 構造、照度、その他

ホ 非常用の進入口（令第 5 章第 5 節）

- ・ 構造、位置、その他

ヘ 特殊建築物等の内装（令第 5 章の 2）

- ・ 不燃材料、準不燃材料、難燃材料、その他

ト 非常用の昇降機（令第 129 条の 13 の 3）

- ・ 作動試験、その他

チ 消防用設備等（消防法第 17 条）

2) 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。

イ 工事部分からの出火に対して、防火性能を考慮すること。

ロ 防火区画のように、火災を完全にその区画内に閉じ込める性能は必要ない。

ハ 建築物外部における仮使用者と工事作業者等の経路はガードフェンス等で区画すること。

二 仮使用者の屋外避難経路は工事用クレーン等の可動範囲に入らないこと。

3) 工事計画に応じて、工事に使用する火気、資材等の管理方法、防火管理体制等が適切に計

画されていること。

- イ 工事によって防火上の性能の低下、欠落の発生する部分及び期間を最小限にとどめること。
- ロ 防火上支障のある部分に関しては、特に出火防止に努めること。
- ハ 工事部分に関しては、特に出火防止に努めること。
- ニ 万が一出火しても他の部分に延焼させないための対策を行うこと。
- ホ 工事により避難施設等の機能に支障が生じる場合、その支障をカバーできるような案全体策をほどこすこと。

4) 仮使用の期間が必要最小限のものであり、かつ、3年を超えないこと。

5) 手続きのながれ

仮使用認定の手続き等の流れは次のとおりです。なお、標準処理期間は本市の閉庁日を除く30日間です。

●消防同意

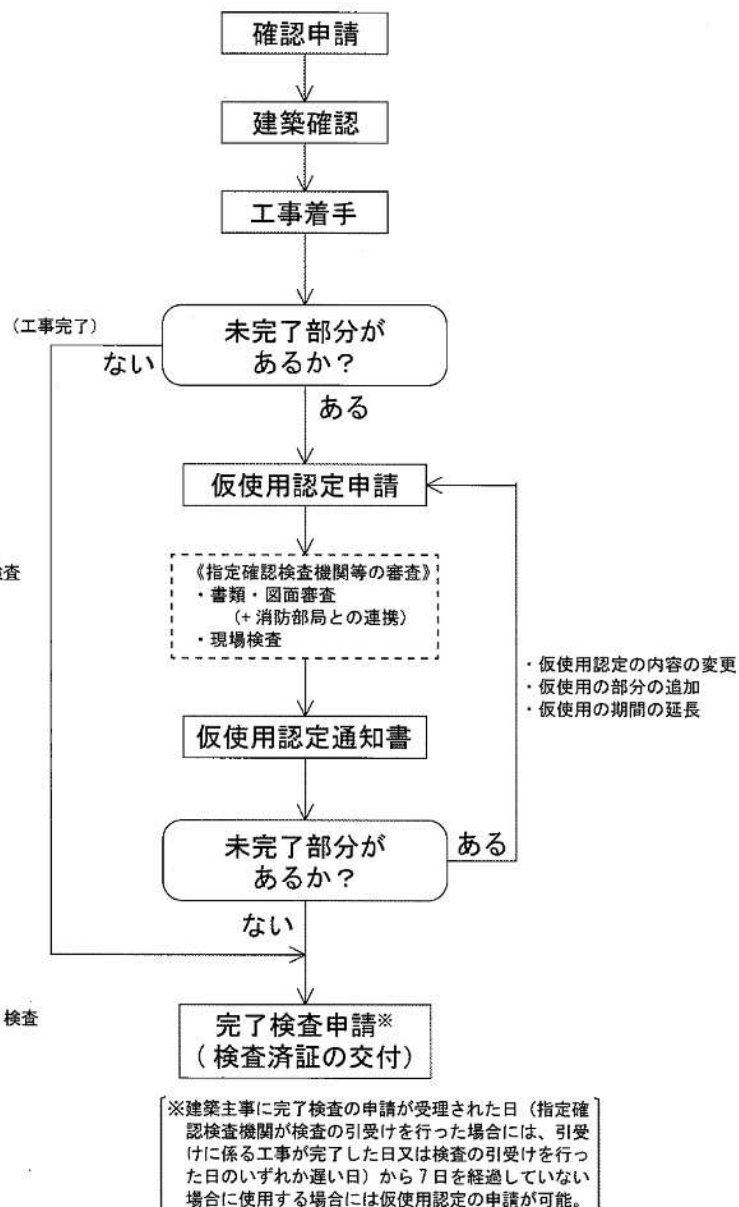
●消防用設備着工届

●消防用設備設置届・検査

●火気設備など設置届

●防火対象物使用開届

●消防用設備等設置届・検査



○既存の建築物

仮使用の対象が、増築、改築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事を行う既存の建築物である場合には、次の 1) から 3) までに適合するものになります。

1) 仮使用部分は、次のイからホまでに定めるところによるものとする。

イ 堅穴区画及び堅穴区画に設ける特定防火設備・防火設備が規定に適合していること。ただし、防火区画に用いられる特定防火設備・防火設備は、遮煙性能を有さないものでもよい。

- ・既存建築物は現行の規定に適合していない場合もあるが、防火設備等がきちんと閉鎖されれば、ある程度の防煙効果が期待できることから、遮煙性能までは問わない。

ロ 仮設屋外階段、仮設はしご等が、建築物の形態、使用状況に応じて適切に設置されている場合を除き、直通階段までの距離、2 以上の直通階段の設置、避難階における直通階段から屋外までの出入口までの歩行距離が法令の規定に適合していること。

- ・工事によって上記の規定が満足できなくなる部分を仮使用する場合には、規定に合致するよう、仮設の屋外階段を設けるなどの対応が必要である。
- ・少数の特定の人々が利用することが確定している場合には法令どおりの階段寸法(幅、けあげ、踏面等)でなくてもよい。

ハ 物販販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階における直通階段の幅員の合計が、その直上階以上の階のうち床面積が最大の階における床面積 100 m²につき 30 cm の割合で計算した数値以上確保されていること。

- ・物販販売業を営む店舗の用途に供する建築物とは、床面積が 1,500 m² を超えるもの。
- ・階段の合計幅員は、新築の場合には面積 100 m² につき 60 cm の割合が必要であるが、1/2 に緩和されている。

ニ 小規模な居室、バッテリー内蔵型の非常用照明等の設置により床面においておおむね 1 ルックス程度の明るさが確保されている建築物の部分又は夜間使用がない建築物で十分な明るさを確保できる窓等の開口部が設けられている建築物の部分を除き、非常用の照明装置の装置とその構造が法令の規定に適合していること。

- ・小規模な居室とは床面積が概ね 150 m² のものである
- ・十分な明るさを確保できる窓等の開口部が設けられている建築物の部分とは、当該部分の 1/20 面積の窓等の開口部がある部分である。

ホ 消防機関において、消防活動上支障がないと認める措置が講ぜられている場合を除き、非常用進入口の設置と構造が法令の規定に適合していること。

- ・非常用進入口は消防隊が、逃げ遅れた人々の救助や消火活動のために建築物の中に進入するためのものであるので、法令の規定に適合しない場合には、所轄の消防署の意見を聞いて適切な処置がとられていけばよい。

2) 仮使用部分とその他の部分は、イからニまでの定めるところによるものとする。

イ 使用部分とその他の部分とは、原則として開口部のない耐火構造の壁とすること。ただし、工事の状況、仮使用部分の内装や可燃物の量と質によっては、不燃材料による区画とすることができる。

- ロ 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙の設備の風道の吹出口等が、鉄板その他の不燃材料で塞がれていること。
- ハ 建築物外部における仮使用者と工事作業等者の経路はガードフェンス等で区画すること。
- 二 仮使用者の屋外避難経路は工事用クレーン等の可動範囲に入らないこと。

3) 工事計画に応じた避難施設等に係る代替措置、工事に使用する火気、資材等の管理方法、防火管理体制等が適切に計画されていること。

イ 代替措置は、機能に支障が生じるそれぞれの避難施設等に対応したものであって、同一の目的を持ち、同等程度の機能を有することが原則である。

- ・廊下やその他の通路や屋外への出入口は、避難経路として最も基本的なものであり、工事によって支障が生じる場合には仮設の迂回路を設ける等、避難経路を確保しなければならない。
- ・工事部分を迂回する既存の廊下、通路等が、閉鎖される廊下、通路等とは別に確保されていればよい。この場合、幅については法に適合している必要があるが、直通階段に至る歩行距離は迂回した結果、法に定める数値を若干上回ることとなってもやむを得ない。
- ・工事部分に接し、あるいは工事部分を貫通する仮設の廊下棟を設ける場合は、幅や歩行距離が適法であること。ただし、工事部分との間に認定基準に適合する区画がなされていること、工事部分に通じる開口部は最小限にとどめこと、非常用照明及び消防用設備等が認定基準に適合しているが必要である。
- ・廊下・通路等の一部分で工事が施工されているため、幅員が狭くなる場合には、工事部分を認定基準に適合する区画を行った残りの通行可能部分の幅が、法に適合していればよい。この場合、両側に居室がある廊下であっても片側を使用しないならば、片側のみに居室があるものとみなす。
- ・1つしかない直通階段が使えなくなる場合は、仮設屋外階段を設けること。この仮設階段の幅、けあげ、踏面の寸法については令第23条の規定によるほか、その構造も鉄骨造等にする必要がある。
- ・2つある直通階段のうち1つが使えなくなる場合、仮設階段階段を設けることが原則であるが、使用する人が特定され、規模が小さい場合に限り、仮設はしご等の避難器具を設けて2方向避難が確保できるようにする。これ以外は仮設階段による。
- ・部分的な階においてのみ直通階段が閉鎖され、使用できない階の直上階から通路によって仮設階段に誘導され、工事に係らない階で再び元の直通階段へ誘導されるものについても通路を不燃材によって区画し、経路も単純である場合は認めることができる。また、工事によって閉鎖される階段が連続の階にわたらず、かつ工事がその階の階段の位置口部分のみで行われ、他の階に関してはその直通階段を使用できる場合に限り、バルコニー等に設置されている避難タラップ又は仮設はしご等についても代替措置として認められる。
- ・3以上の直通階段が必要となる建築物で、そのうちの1つが使えないために階段へ至る距離若しくは重複距離が既定の数値を著しく超えるような場合にあっては、避難上有効なタラップ、仮設階段を設ける必要がある。
- ・工事区画の設定位置がスプリンクラーの警戒範囲を超え、部分的にカバーできないエリ

アができる場合、天井材を撤去したため、熱感知器の集熱効果が減少した場合、足場設置により散水障害が起こる場合などは、感知器の増設や消火器の集中配備を行う。

- ・スプリンクラーポンプの補修や取り替えを行う場合、火気管理や出火防止対策の充実を行うとともに、管理が容易な夜の時間帯や休日に行うこと。
- ・工事部分との区画のために使用室の非常照明器具が無くなったり、所定の明るさが確保できない場合、増設のほか、設置する代替器具単独のバッテリー内蔵型の器具でもよい。
- ・防火区画の欠損部分が工事部分にとどまる場合、その防火区画に接している部分全体を使用しないか、工事部分を耐火構造の壁等で区画すればよい。

ニ 工事部分において出火の危険性を伴うものには、直接火花や炎を発生し、あるいは高熱を発生させる発火要素と、これら発火要素によって燃焼・発煙し、あるいは爆発をする着火要素の２つがある。工事施工担当者は、これらの取扱い方法いや集積・保管方法等について、あらかじめ各作業の内容に応じた対策を検討し、その対策をもとに管理する必要がある。

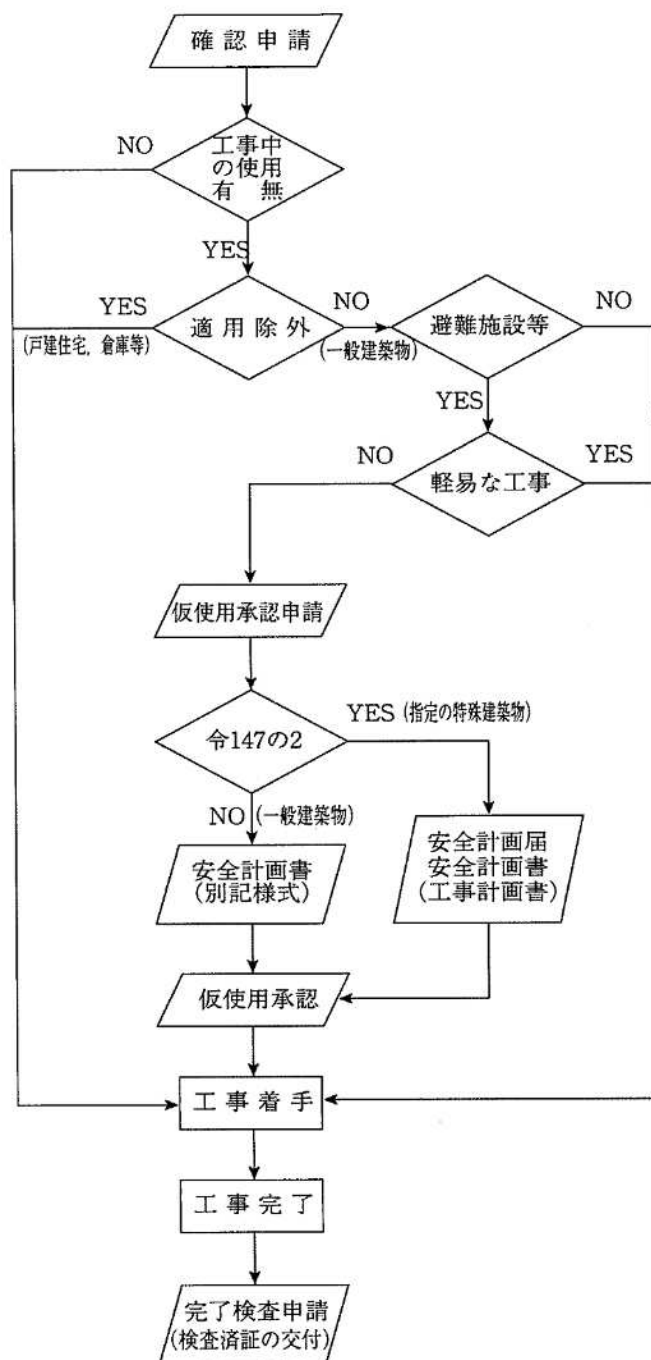
次に発火要素機器についての代表的な管理方法を示す。

- ・発火要素機器使用前に、火気使用届又は機器使用届を工事管理者へ提出させる。
- ・資格の必要な作業の場合は、有資格者証の写しを提出させる。
- ・各機器を点検し、不具合の無いことを確認する。不具合がある場合は使用を許可せず、修理又は改善を図ること。
- ・不具合の無いことを確認した上で使用許可証を発行し、使用責任者名を明記する。
- ・使用許可証は、当該機器に必ず取付けておく。
- ・電源の必要な機器の場合は、電気工事有資格者が配線、結線及び離線作業を行うこと。
- ・各機器使用時には、使用場所の近くに消火器あるいは水入りバケツを携行すること。
- ・使用場所周辺の可燃物は、可能な限り移動・撤去しあるいは防火養生シート等で被覆する。
- ・必要に応じて、火花等の落下防止養生をすること。
- ・必要に応じて、専任監視員を置くこと。
- ・必要に応じて、機器の設置場所を指定し、あるいは設置方法について指導する。
- ・各工事管理担当者は、毎日の使用場所、使用時間、使用方法について十分に把握しておく。
- ・定期的巡視を行い、使用状況を確認する。不具合部分を見つけた時には作業を一時中止させ、その部分を修正させる。また、作業については随時有資格者証書の提示を求め、無資格作業の場合には当該作業を中止する。
- ・緊急その他やむを得ない場合を除き、無届け機器の使用を見つけた時には、当該作業を中止させ、使用届を提出させる。
- ・やむを得ず使用期限を延長する場合には、使用期限延長届を提出させて当該機器を再点検し、許可証の期限を訂正する。
- ・始業、終業時の点検を義務づけ、また工事管理担当者も十分に点検を行う。
- ・非使用時の各機器のまとめ、収納、保管を義務づける。
- ・各機器の使用終了後は速やかに搬出することを義務づけ、許可証を返納させる。

4) 仮使用の期間が必要最小限のものであり、かつ、3年を超えないこと。

5) 手続きのながれ

仮使用認定の手続き等の流れは次のとおりです。なお、標準処理期間は本市の閉庁日を除く30日間です。



◎建築主事が認定を行う場合の基準

建築主事が仮使用認定を行うことができる対象は、単純に1棟の新築工事を行う建築物、同一敷地内で別棟に建て替える工事を行う建築物や国土交通大臣が定める増築等の工事を行う建

建築物に限定されます。

○共通事項

- 1) 仮使用する者の経路と工事業者等の経路が重複しないこと。(時間をずらすことで経路を分ける場合やガードマン等を配置して経路を分けることはできない。)
- 2) 2方向避難の規定への適用は、仮使用部分のうち、工事業者等の経路を除いた部分だけで満たすこと。
- 3) 建築物外部における仮使用者と工事業者等の経路はガードフェンス等で区画すること。
- 4) 仮使用者の屋外避難経路は工事用クレーン等の可動範囲に入らないこと。

○工事完了後の場合

- 1) 申請に係る建築物と敷地が建築基準関係規定に適合していること。
- 2) 仮使用の期間が必要最小限のものであること。

○工事完了前で外構工事以外の工事が完了している場合

- 1) 申請に係る建築物が建築基準関係規定（仮使用する者の安全上、防火上及び避難上支障がないもの）に適合していること。なお、仮使用する者の安全上、防火上及び避難上支障がないものとは、敷地内通路が接続されていない2項道路の後退部分の擁壁撤去が外構工事部分にあり、先行して施工することができない場合などが該当する。
- 2) 仮使用の期間が必要最小限のものであり、かつ、3年を超えないこと。

○工事完了前で建築物等が工事中の場合

- 1) 仮使用の部分が建築基準関係規定に適合していること。
 - イ 仮使用の部分の規模に応じて避難関係規定に適合していること。
 - ロ 仮使用の部分と工事部分を1時間準耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式の特定防火設備で区画すること。
- 2) 仮使用の期間が必要最小限のものであり、かつ、3年を超えないこと。

表 建築基準関係規定一覧

No	法律名	対象条文	内容
1	建築基準法、これに基づく命令及び条例	全て	全て
2	消防法	第9条	火の使用に関する規制の市町村条例への委任
		第9条の2	住宅用防災機器の設置
		第15条	常設映画館等の映写室の規格
		第17条	消防用設備等の設置及び維持
3	屋外広告物法	第3条、第4条、 第5条	広告物等の制限
4	港湾法	第40条第1項	分区内の規制
5	高圧ガス保安法	第24条	家庭用設備の設置等

No	法律名	対象条文	内容
6	ガス事業法	第 162 条	基準適合義務
7	駐車場法	第 20 条	建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置
8	水道法	第 16 条	給水装置の構造及び材質
9	下水道法	第 10 条第 1 項、 第 3 項	排水設備の設置等
		第 30 条第 1 項	都市下水路に接続する特定排水施設の構造
10	宅地造成等規制法	第 8 条第 1 項	宅地造成に関する工事の許可
11	流通業務市街地の整備に関する法律	第 5 条第 1 項	流通業務地区内の規制
12	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第 38 条の 2	基準適合義務
13	都市計画法	第 29 条第 1 項、 第 2 項	開発行為の許可
		第 35 条の 2 第 1 項	変更の許可等
		第 41 条第 2 項 (35 条の 2 第 4 項)	建築物の建ぺい率等の指定
		第 42 条 (第 53 条第 2 項)	開発許可を受けた土地における建築等の制限
		第 43 条第 1 項	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限
		第 53 条第 1 項	都市計画施設等内の建築許可
14	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	第 5 条第 1 項～第 3 項 (同条第 5 項で準用)	航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等
15	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	第 5 条第 4 項	自転車等の駐車対策の総合的推進
16	浄化槽法	第 3 条の 2 第 1 項	合併処理浄化槽設置の義務
17	特定都市河川浸水被害対策法	第 8 条	排水設備の技術上の基準に関する特例
18	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第 14 条第 1 項～第 3 項	特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等
19	都市緑地法	第 35 条	緑地地域における緑化率
		第 36 条	一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例
		第 39 条第 1 項	地区計画等の区域内における緑化率規制
20	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第 11 条	特定建築物の建築主の基準適合義務

○手続きのながれ

●消防同意

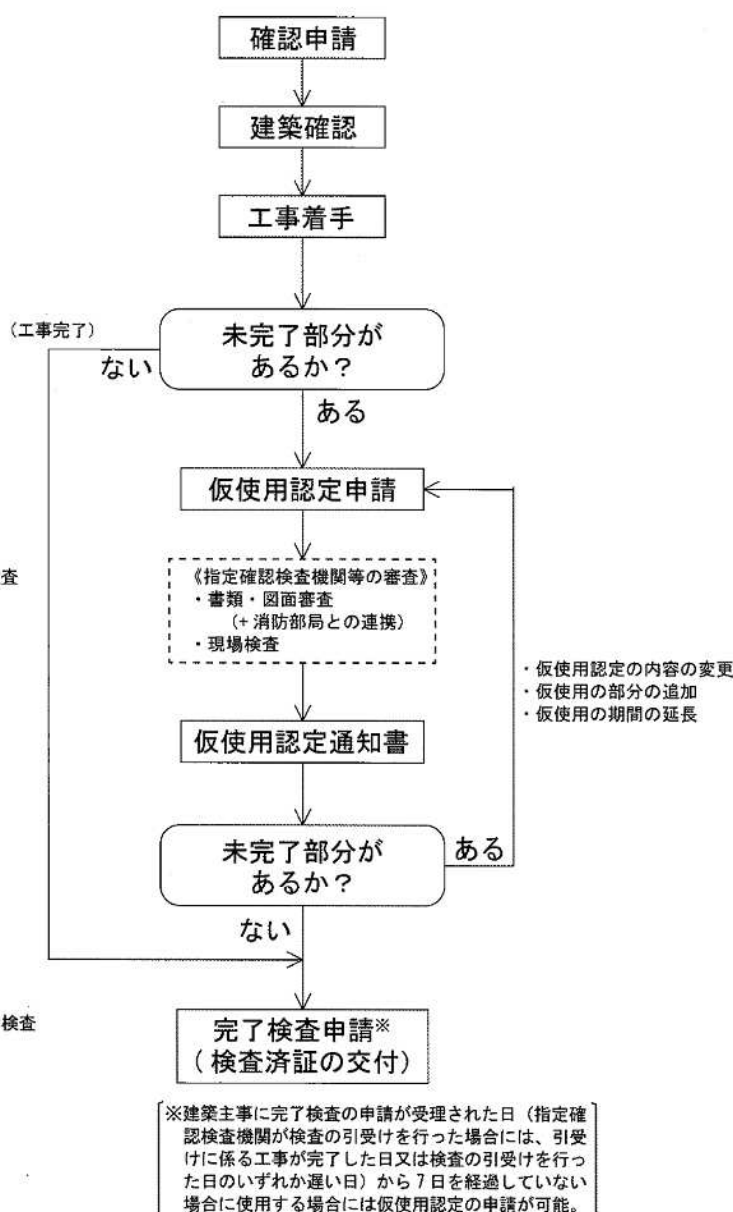
●消防用設備着工届

●消防用設備設置届・検査

●火気設備など設置届

●防火対象物使用開届

●消防用設備等設置届・検査



◎仮使用認定後の留意事項

仮使用認定は、申請された内容について安全上、防火上及び避難上支障がないものとして認定するもので、当該認定内容と仮使用の部分の状況が異なる場合には、建築物の使用が制限されます。このため、仮使用認定の申請者は、認定を受けた後に工事が進捗したとしても、仮使用を継続する場合には、常に認定内容と現場の状況を整合させる必要があります。

◎仮使用認定後に内容の変更や仮使用部分の追加等が生じる場合

仮使用認定後の工事の進捗に応じて、例えば仮使用エリアと工事エリアを区画するフェンスの盛替えが想定されるときは、変更される見込みも含めて申請し、認定を受けることで、工事の進捗に併せた認定手続きを省力化することができます。

○仮使用認定の内容に変更が生じる場合

仮使用認定を受けた内容に変更が生じる場合は、下表のとおり取り扱います。書類の提出前にご相談ください。

表 変更の取扱い

手続き	変更の内容
仮使用認定 取直し	審査事項のうち、認定要件等に係る内容に影響が生じるもの ※1
仮使用認定 変更承認願	認定通知書の記載事項に変更等は生じるものの、審査事項のうち、許可要件等に係る内容に影響が無いもの ※2
仮使用認定 変更報告	認定申請書又は認定通知書の記載事項に変更等が無く、審査事項のうち、認定要件等に係る内容に影響が無いもの ※3

※1 仮使用部分の変更、区画位置の変更、避難経路の変更、仮使用部分の用途の変更など、安全上、防火上及び避難上支障がないと判断した内容に関わる変更など

※2 仮使用認定の取直しに該当しないが、認定通知書の記載内容に関わる変更など

※3 仮使用の取直しに該当せず、防火性能の向上が図られる変更など

○仮使用の部分を追加する場合

再度仮使用認定の申請が必要になります。仮使用認定申請書の備考欄に元の認定主体と仮使用認定日、仮使用期間を明記するとともに、図面上で既に仮使用している部分を明示してください。

なお、仮使用の再認定の期間は、再度認定を受けた日から起算して、最大で3年間となります。

○建築主等が変更になった場合

仙台市建築基準法施行細則第17条の規定に基づく、氏名等変更届出書に必要事項を記載し提出してください。

○仮使用認定の申請内容に誤記があった場合

仮使用認定申請書記載事項訂正通知書に必要事項を記載し提出してください。

◎申請に必要な図書

○特定行政庁による仮使用申請に必要な図書は、下表のとおりです。

表1 必要図書

図面等の名称	明示すべき内容	備考
申請書	1 必要事項	・ 第32号様式（第4条の16関係） ・ 正副各1部
図面等の名称	明示すべき内容	備考

当該認定の申請に係る建築確認図書及び関係書類	1 申請図書一式	・本市建築主事が直前の確認済証を交付した場合は原則不要
各階平面図	1 縮尺、方位、間取、各室の用途、新築又は避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び申請に係る仮使用の部分	・正副各1部 ・仮使用部分を黄緑色で表示のこと
配置図	1 縮尺、方位、建築物や工作物の位置及び申請に係る仮使用の部分 2 仮使用部分と工事部分を区切るフェンス等の仕様	・正副各1部 ・仮使用部分を黄緑色で表示のこと
安全計画書	1 工事中において安全上、防火上又は避難上講ずる措置の概要	・正副各1部
安全計画書 (工事計画書)	1 工事により機能の確保に支障を生ずる避難施設等の種類、箇所及び工事期間、工事に伴う火気の種類、使用場所及び使用期間、工事に使用する資材及び機械器具の種類、量並びに集積、設置等の場所、方法及び期間、工事に係る部分の区画の方法並びに工事に係る部分の工事完了後の状況 2 工事の施工中における使用部分及びその用途並びに工事により機能の確保に支障を生ずる避難施設等に係る代替措置の概要、使用する火気、資材及び機械器具の管理の方法その他安全上、防火上又は避難上講ずる措置の内容	・正副各1部 ・令第147条の2に該当する建築物は上記安全計画書に代えて必要
市長が必要と認める図書	1 付近見取図 2 申請理由書 3 スケジュール表又は工程表 4 消防用設備等検査済証の写し又は意見書の写し 5 その他提出を求められた図書	・正副各1部 ・特種消防用設備等検査済証の写しの場合有

※副本の図書については、正本の写しで構いません。

※工事計画書に代えて、工事計画書・安全計画書が必要となる建築物は次のとおりです。

・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)

又は展示場の用途に供する建築物で3階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの

- ・病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
- ・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店若しくは飲食店の用途又は前二号に掲げる用途に供する建築物で5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの
- ・地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの

○建築主事による仮使用申請に必要な図書は、下表のとおりです。

表2 必要図書

図面等の名称	明示すべき内容	備考
申請書	1 必要事項	・第33号様式（第4条の16関係） ・正副各1部
当該認定の申請に係る建築確認図書及び関係書類	1 申請図書一式	・本市建築主事が直前の確認済証を交付した場合は原則不要
各階平面図	1 縮尺、方位、間取、各室の用途、新築又は避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び仮使用の部分 2 仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 3 仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 4 仮使用区画の位置及び面積 5 仮使用区画に用いる壁の構造 6 仮使用区画に設ける防火設備の位置及び種別 7 仮使用区画を貫通する風道の配置 8 仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 9 給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別	・正副各1部 ・仮使用部分を黄緑色で表示のこと

図面等の名称	明示すべき内容	備考
二面以上の断面図	1 仮使用区画に用いる床の構造 2 高層区画に係る外壁の位置及び構造 3 仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 4 給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別	・ 正副各1部
耐火構造等の構造詳細図	1 仮使用区画に用いる床及び壁の断面の構造、材料の種別及び寸法 2 仮使用区画に設ける防火設備の構造、材料の種別及び寸法	・ 正副各1部
配置図	1 縮尺、方位、工作物の位置及び仮使用の部分 2 敷地境界線及び敷地内における建築物の位置 3 敷地の接する道路の位置及び幅員 4 仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 5 仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 6 建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分	・ 正副各1部 ・ 仮使用部分を黄緑色で表示のこと
安全計画書	1 工事中において安全上、防火上又は避難上講ずる措置の概要	・ 正副各1部
安全計画書 (工事計画書)	1 工事により機能の確保に支障を生ずる避難施設等の種類、箇所及び工事期間、工事に伴う火気の種類、使用場所及び使用期間、工事に使用する資材及び機械器具の種類、量並びに集積、設置等の場所、方法及び期間、工事に係る部分の区画の方法並びに工事に係る部分の工事完了後の状況 2 工事の施工中における使用部分及びその用途並びに工事により機能の確保に支障を生ずる避難施設等に係る代替措置の概要、使用する火気、資材及び機械器具の管理の方法その他安全上、防火上又は避難上講ずる措置の内容	・ 正副各1部 ・ 令第147条の2に該当する建築物は上記安全計画書に代えて必要

国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	1 付近見取図 2 申請理由書 3 スケジュール表又は工程表 4 消防用設備等検査済証の写し又は意見書の写し 5 その他提出を求められた図書	・ 正副各1部 ・ 特種消防用設備等検査済証の写しの場合有
------------------------------	--	----------------------------------

※副本の図書については、正本の写しで構いません。

※工事計画書に代えて、工事計画書・安全計画書が必要となる建築物は次のとおりです。

- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)又は展示場の用途に供する建築物で3階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
- ・病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
- ・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店若しくは飲食店の用途又は前二号に掲げる用途に供する建築物で5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの
- ・地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの

◎仮使用認定申請に要する手数料

仮使用認定手数料は、120,000円になります。

◎様式集

○仮使用認定申請書（特定行政庁あて）

第三十三号様式（第四条の十六関係）（A 4）

仮使用認定申請書

（第一面）

建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

特定行政庁

様

年 月 日

申請者氏名

【仮使用の認定を申請する建築物等】

- | | |
|--|--|
| ☐ 建築物 | ☐ 建築設備（昇降機） |
| ☐ 建築設備（昇降機以外） | ☐ 工作物（昇降機） |
| ☐ 工作物（法第88条第1項） | ☐ 工作物（法第88条第2項） |

※受付欄	※建築主事		※審査担当者		
年 月 日	※ 特記		※決裁欄	※認定番号	※特記
第 号				年 月 日	
係員氏名				第 号	
				係員氏名	
※条件					

【1. 建築主、設置者又は築造主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【3. 建築確認】

【イ. 確認済証番号】 第 年 月 日 号

【ロ. 確認済証交付年月日】 年 月 日

【ハ. 確認済証交付者】

【4. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

【5. 設置する建築物又は工作物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【6. 仮使用の用途】

【7. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【8. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【9. 仮使用期間】 年 月 日から 年 月 日 まで

【10. 申請の理由】

【11. 備考】

(注意)

1. 第一面関係

① 「仮使用の認定を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物（昇降機）」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

② ※印のある欄は記入しないでください。

2. 第二面関係

① 建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

② 建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。

③ 2欄は、代理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は代理者の住所を書いてください。

④ 3欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。

⑤ 4欄は建築物又は工作物（昇降機を除く。）について、5欄は昇降機又は建築設備について仮使用の認定を受けようとする場合に記入してください。

⑥ 住居表示が定まっているときは、4欄の「ロ」に記入してください。

⑦ 6欄及び10欄は、できるだけ具体的に書いてください。

⑧ 指定確認検査機関の確認又は完了検査を受けようとする場合には、11欄に当該機関の名称と引き受けられた日付を記入してください。

○仮使用認定申請書（建築主事あて）

第三十四号様式（第四条の十六関係）（A 4）

仮使用認定申請書

（第一面）

建築基準法第7条の6第1項第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

建築主事又は指定確認検査機関

様

年 月 日

申請者氏名

【仮使用の認定を申請する建築物等】

☐ 建築物

☐ 建築設備（昇降機）

☐ 建築設備（昇降機以外）

☐ 工作物（昇降機）

☐ 工作物（法第88条第1項）

☐ 工作物（法第88条第2項）

※受付欄	※決裁欄	※認定番号	※特記
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	
※条件			

【1. 建築主、設置者又は築造主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【3. 建築確認】

【イ. 確認済証番号】 第 号

【ロ. 確認済証交付年月日】 年 月 日

【ハ. 確認済証交付者】

【4. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

【5. 設置する建築物又は工作物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【6. 仮使用の用途】

【7. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【8. 仮使用期間】 年 月 日から 年 月 日まで

【9. 申請の理由】

【10. 備考】

(注意)

1. 第一面関係

- ① 「仮使用の認定を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物（昇降機）」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

2. 第二面関係

- ① 建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄は、代理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は代理者の住所を書いてください。
- ④ 3欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑤ 4欄は建築物又は工作物（昇降機を除く。）について、5欄は昇降機又は建築設備について仮使用の認定を受けようとする場合に記入してください。
- ⑥ 住居表示が定まっているときは、4欄の「ロ」に記入してください。
- ⑦ 6欄及び9欄は、できるだけ具体的に書いてください。

○安全計画書(規則 4 条の 16 第 1 項（特定行政庁へ提出）関係)

安 全 計 画 書							
Ⅰ 工事計画概要					Ⅲ 基本的な施工計画		
1 工 事 名 称					1 工事施工手順の概要（概念図）		
2 工 事 場 所							
3 工 事 種 別							
4 建 物 概 要	イ 用 途		ロ 構 造				
	ハ 高 さ	・軒の高さ m ・最高の高さ m					
	ニ 階 数	・地上 階 ・地下 階 ・塔屋 階					
	ホ 建築面積	m ²	ヘ 延べ面積	m ²			
	ト 開発許可	許可年月日 平成 年 月 日 第 号					
5 昇降機・建築設備又は 工作物の概要		仮使用部分		工事部分			
	イ 機械換気（SFD 付）	有 無		有 無			
	ロ 機械排煙	有 無		有 無			
	ハ 非常用照明（予備電源 別置型）	有 無		有 無			
	ニ エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機	有 無		有 無			
	ホ 遊戯施設等	有 無		有 無			
	ヘ ニ又はホの 建築確認年月日、番号	年 月 日		第 号			
Ⅱ 仮使用認定使用部分					2 工事区画の位置及び構造	別添図面に（工事区画の位置は朱線で）表示	
1 仮 使 用 部 分	別紙図面に黄緑色で表示				3 工事工程	別添工事工程表に表示	
2 用 途		3 申請面積	概ね m ²				
(注意)							

この用紙は A3 に拡大して使用してください。

Ⅳ 工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設及びその代替措置等					
	種 類	箇 所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管 理 の 方 法
1 避難施設等	イ 廊下その他の通路				
	ロ 直通階段等				
	ハ 地下道等				
	ニ スプリンクラー設備等				
	ホ 排煙設備等				
	ヘ 非常用の照明設備				
	ト 非常用の昇降機				
	チ 防火区画				
2 その他の安全施設等	イ 消防用設備等 (1に含まれるものを除く)				
	ロ 非常用の進入口				
	ハ その他				

この用紙はA3に拡大して使用してください。

Ⅴ 出火危険防止（火災発生のおそれのあるものに限る。）			
	種 類	集 積 又 は 設 置 方 法	管 理 の 方 法
1 火 気 使 用			
2 危 険 物 等	イ 危 険 物		
	ロ 可燃性工事用資材		
3 機 械 器 具			

この用紙はA3に拡大して使用してください。

この用紙はA3に拡大して使用してください。

VI 防 火 管 理 体 制	1 火災 予 防 対 策	イ 工 事 部 分 の 対 策 及 び組織		2 災害発 生時の対 策及び自 衛消防組 織	
		ロ 使用 部 分 の 対 策 及 び組織			
	3 使用部分と 工事部分の相互 の連絡体制				
	4 教育・訓練の 実施状況				

○安全計画書(規則 4 条の 16 第項（建築主事へ提出）関係)

安 全 計 画 書							
Ⅰ 工事計画概要					Ⅲ 基本的な施工計画		
1 工 事 名 称					1 工事施工手順の概要（概念図）		
2 工 事 場 所							
3 工 事 種 別							
4 建 物 概 要	イ 用 途		ロ 構 造				
	ハ 高 さ	・軒の高さ m ・最高の高さ m					
	ニ 階 数	・地上 階 ・地下 階 ・塔屋 階					
	ホ 建築面積	m ²	ヘ 延べ面積	m ²			
	ト 開発許可	許可年月日 年 月 日 第 号					
5 昇降機・建築設備又は 工作物の概要			仮使用部分	工事部分			
	イ 機械換気（SFD 付）		有 無	有 無			
	ロ 機械排煙		有 無	有 無			
	ハ 非常用照明（予備電源別置型）		有 無	有 無			
	ニ エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機		有 無	有 無			
	ホ 遊戯施設等		有 無	有 無			
ヘ ニ又はホの 建築確認年月日、番号		年 月 日	第 号		2 工事区画の位置及び構造	別添図面に（工事区画の位置は朱線で）表示	
Ⅱ 仮使用認定使用部分					3 工事工程	別添工事工程表に表示	
1 仮 使 用 部 分	別紙図面に黄緑色で表示				4 工事用資材等の搬出入及びその管理方法		
2 用 途		3 申請面積	概ね	m ²			
(注意)							

この用紙は A3 に拡大して使用してください。

Ⅳ 工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設及びその代替措置等

	種 類	工事により機能の確保に支障を生じる 避難施設等の有無
1 避 難 施 設 等	イ 廊下その他の通路	有 ☐ 無 ☐
	ロ 直通階段等	有 ☐ 無 ☐
	ハ 地下道等	有 ☐ 無 ☐
	ニ スプリンクラー設備等	有 ☐ 無 ☐
	ホ 排煙設備等	有 ☐ 無 ☐
	ヘ 非常用の照明設備	有 ☐ 無 ☐
	ト 非常用の昇降機	有 ☐ 無 ☐
	チ 防火区画	有 ☐ 無 ☐

(第二面)

【 1. 建築主又は設置者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【 2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【 3. 建築物の概要】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 地域地区】

【ホ. 用途】

【ヘ. 構造】

【ト. 階数】 地上 階 地下 階

【チ. 敷地面積】 m^2

【リ. 建築面積】 m^2

【ヌ. 延べ面積】 m^2

【 4. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【 5. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【 6. 使用期間】 年 月 日 から 年 月 日 まで

【 7. 建築確認】

【イ. 確認済証番号】 第 号

【ロ. 確認済証交付年月日】 年 月 日

【ハ. 確認済証交付者】

【 8. 仮使用認定】

【イ. 認定番号】 第 号

【ロ. 認定年月日】 年 月 日

【 9. 備考】

(注意)

1. 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

2. 第二面関係

- ① 建築主又は設置者が2以上のときは、1欄は代表となる建築主又は設置者について記入し、別紙に他の建築主又は設置者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主又は設置者からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄は、代理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は代理者の住所を書いてください。
- ④ 7欄は建築確認を受けている場合に、8欄は仮使用の認定を受けている場合に記入してください。
- ⑤ 7欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑥ 9欄は、工事計画書及び安全計画書の立案者の住所及び氏名並びに建築に関し有する資格の有無及びその種類並びに工事施工者の住所及び氏名を書いてください。

この用紙はA3に拡大して使用してください。

○安全計画書(規則 1 1 条の 2 第 1 項関係)

安 全 計 画 書 (工 事 計 画 書)									
Ⅰ 工事計画概要						Ⅲ 基本的な施工計画			
1	工 事 名 称					1 工事施工手順の概要（概念図）			
2	工 事 場 所								
3	工 事 種 別								
4	建 物 概 要	イ	用 途		ロ 造 構				
		ハ	高 さ	・軒の高さ m ・最高の高さ m					
		ニ	階 数	・地上 階 ・地下 階 ・塔屋 階					
		ホ	建築面積	m ²	ヘ 延べ 面積			m ²	
		ト	開発許可	許可年月日 平成 年 月 日 第 号					
5	昇降機・建築設備 又は工作物の概要			仮使用部分				工事部分	
		イ	機械換気（SFD 付）	有 無				有 無	
		ロ	機械排煙	有 無				有 無	
		ハ	非常用照明（予備電源別置型）	有 無		有 無			
		ニ	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機	有 無		有 無			
		ホ	遊戯施設等	有 無		有 無			
		ヘ	ニ又はホの 建築確認年月日、番号	年 月 日		第 号			
Ⅱ 使用部分（括弧内は仮使用認定申請部分）						2 工事区画の位置及び構造	別添図面に（工事区画の位置は朱線で）表示		
1	仮 使 用 部 分	別紙図面に黄緑色で表示				3 工事工程	別添工事工程表に表示		
2	用 途	()	3 申 請 面積	概ね (m ² m ²)	4 工事用資材等の搬出入及びその管理方法				
(注意)									

この用紙はA3に拡大して使用してください。

Ⅳ 工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設及びその代替措置等					
	種 類	箇 所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管 理 の 方 法
1 避難施設等	イ 廊下その他の通路				
	ロ 直通階段等				
	ハ 地下道等				
	ニ スプリンクラー設備等				
	ホ 排煙設備等				
	ヘ 非常用の照明設備				
	ト 非常用の昇降機				
	チ 防火区画				
2 その他の安全施設等	イ 消防用設備等 (1 に含まれるものを除く)				
	ロ 非常用の進入口				
	ハ その他				

この用紙はA3に拡大して使用し

Ⅴ 出火危険防止（火災発生のおそれのあるものに限る。）			
	種 類	集 積 又 は 設 置 方 法	管 理 の 方 法
1 火気使用			

2 危険物等	イ 危険物		
	ロ 可燃性工事用資材		
3 機械器具			

VI 防 火 管 理 体 制	1 火災予防対策	イ 工 事 部 分 の 対 策 及 び 組 織		2 災害 発生時 の対策 及び自 衛消防 組織	
		ロ 使 用 部 分 の 対 策 及 び 組 織			
	3 使用部分と 工事部分の相互 の連絡体制				

	4 教育・訓練 の実施状況	
--	------------------	--

この用紙はA3に拡大して使用してください。

○氏名等変更届

仙台市建築基準法施行細則第17条の規定に基づく

氏名等変更届出書

建築主等の変更について、下記のとおり届出いたします。

年 月 日

(あて先) 特定行政庁 仙台市長

申請者

【建築主（築造主）】			
【新】【フリガナ】			
【氏 名】		(TEL	)
【住 所】	(—)		

【旧】【フリガナ】			
【氏 名】		(TEL	)
【住 所】	(—)		

【代理者】			
【新】【資 格】	()	建築士（大臣・	知事）登録第 号
【氏 名】			
【事務所名】	()	建築士事務所（	知事登録第 号
		(TEL	)
【所 在 地】	(—)		

【旧】【資 格】	()	建築士（大臣・	知事）登録第 号
【氏 名】			
【事務所名】	()	建築士事務所（	知事登録第 号
		(TEL	)
【所 在 地】	(—)		

【工事監理者】			
【新】【資 格】	()	建築士（大臣・	知事）登録第 号
【氏 名】			
【事務所名】	()	建築士事務所（	知事登録第 号
		(TEL	)
【所 在 地】	(—)		

【旧】【資 格】	()	建築士（大臣・	知事）登録第 号
【氏 名】			
【事務所名】	()	建築士事務所（	知事登録第 号
		(TEL	)
【所 在 地】	(—)		

【工事施工者】			
【新】【氏 名】			
【営業所名】	建設業の許可（大臣・知事）第（特・般）	—	号
		(TEL	)
【所 在 地】	(—)		

【旧】【氏 名】			
【営業所名】	建設業の許可（大臣・知事）第（特・般）	—	号
		(TEL	)
【所 在 地】	(—)		

【建築物（築造物）の概要】			
【許可・認定年月日・番号】	年 月 日	第	号
【建築（築造）場所】	仙台市	区	
【主 要 用 途】			
【工 事 種 別】	新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替		
【変更理由】			

受付欄	決裁欄	交付欄
年 月 日		年 月 日
係員印		受領印

仙台市建築基準法施行細則第17条の規定に基づく

氏名等変更承認書

年 月 日付けで届出の件は、承認しましたので通知いたします。

申請者 様 年 月 日
特定行政庁 仙台市長 印

【建築主（築造主）】			
【新】【フリガナ】			
【氏 名】		(Tel	)
【住 所】	(—)		

【旧】【フリガナ】			
【氏 名】		(Tel	)
【住 所】	(—)		

【代理者】			
【新】【資 格】	()	建築士（大臣・	知事）登録第 号
【氏 名】			
【事務所名】	()	建築士事務所（	知事登録第 号
		(Tel	)
【所 在 地】	(—)		

【旧】【資 格】	()	建築士（大臣・	知事）登録第 号
【氏 名】			
【事務所名】	()	建築士事務所（	知事登録第 号
		(Tel	)
【所 在 地】	(—)		

【工事監理者】			
【新】【資 格】	()	建築士（大臣・	知事）登録第 号
【氏 名】			
【事務所名】	()	建築士事務所（	知事登録第 号
		(Tel	)
【所 在 地】	(—)		

【旧】【資 格】	()	建築士（大臣・	知事）登録第 号
【氏 名】			
【事務所名】	()	建築士事務所（	知事登録第 号
		(Tel	)
【所 在 地】	(—)		

【工事施工者】			
【新】【氏 名】			
【営業所名】	建設業の許可（大臣・知事）第（特・般）	—	号
		(Tel	)
【所 在 地】	(—)		

【旧】【氏 名】			
【営業所名】	建設業の許可（大臣・知事）第（特・般）	—	号
		(Tel	)
【所 在 地】	(—)		

【建築物（築造物）の概要】			
【許可・認定年月日・番号】	年 月 日	第	号
【建築（築造）場所】	仙台市	区	
【主 要 用 途】			
【工 事 種 別】	新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替		
【変更理由】			

○記載事項訂正願

仮使用認定申請書記載事項訂正届（特定行政庁）

下記事項について、仮使用認定申請書の記載を間違いましたので、訂正したく申請します。

年 月 日

仙 台 市 長 様

申込者 住所
氏名
電話

【訂正事項】

【建築場所】	【旧】	
	【新】	
【建築主氏名】	【旧】	
	【新】	
【建築主住所】	【旧】	
	【新】	
【その他】	【旧】	
	【新】	

【訂正を必要とする理由】

【認定年月日】 年 月 日

【認定番号】 第 号

【建築主住所】

【建築主氏名】

【添付書類】

- 1) 確認済証、許可通知書又は認定通知書
- 2) 敷地が自己所有の場合は登記簿謄本
- 3) 敷地が借地の場合は地主の土地使用承諾書と2の書類
- 4) その他証拠となる書類

受 付 印	備 考	交 付 欄
年 月 日		年 月 日
係員印		受領印

仮使用認定申請書記載事項訂正通知書（特定行政庁）

年 月 日付けで申請の件について、訂正しましたので通知いたします。

年 月 日
申込者 住所
氏名 様

仙 台 市 長

【訂正事項】

【建築場所】	【旧】	_____
	【新】	_____
【建築主氏名】	【旧】	_____
	【新】	_____
【建築主住所】	【旧】	_____
	【新】	_____
【その他】	【旧】	_____
	【新】	_____

【訂正を必要とする理由】

【認定年月日】 年 月 日

【認定番号】 第 号

【建築主住所】

【建築主氏名】

【添付書類】

- 1) 確認済証、許可通知書又は認定通知書
 - 2) 敷地が自己所有の場合は登記簿謄本
 - 3) 敷地が借地の場合は地主の土地使用承諾書と2の書類
 - 4) その他証拠となる書類
-

仮使用認定申請書記載事項訂正届（建築主事）

下記事項について、仮使用認定申請書の記載を間違いましたので、訂正したく申請します。

年 月 日

仙 台 市 建 築 主 事 様

申込者 住所
氏名
電話

【訂正事項】

【建築場所】 【旧】 _____

【新】_____

【建築主氏名】 【旧】 _____

【新】_____

【建築主住所】 【旧】 _____

【新】

【その他】 【旧】

【新】_____

【訂正を必要とする理由】

【認定年月日】 年 月 日

【認定番号】 第 号

【建築主住所】

【建築主氏名】

【添付書類】

- 1) 確認済証、許可通知書又は認定通知書
- 2) 敷地が自己所有の場合は登記簿謄本
- 3) 敷地が借地の場合は地主の土地使用承諾書と2の書類
- 4) その他証拠となる書類

受 付 印	備考	交 付 欄
年 月 日		年 月 日
係員印		受領印

仮使用認定申請書記載事項訂正通知書（建築主事）

年 月 日付けで申請の件について、訂正しましたので通知いたします。

年 月 日

申込者 住所
氏名 様

仙台市建築主事

【訂正事項】

【建築場所】	【旧】	_____
	【新】	_____
【建築主氏名】	【旧】	_____
	【新】	_____
【建築主住所】	【旧】	_____
	【新】	_____
【その他】	【旧】	_____
	【新】	_____

【訂正を必要とする理由】

【認定年月日】 年 月 日

【認定番号】 第 号

【建築主住所】

【建築主氏名】

【添付書類】

- 1) 確認済証、許可通知書又は認定通知書
 - 2) 敷地が自己所有の場合は登記簿謄本
 - 3) 敷地が借地の場合は地主の土地使用承諾書と2の書類
 - 4) その他証拠となる書類
-

○許可変更承認願

年 月 日

認定変更承認願（仮使用認定）

（あて先）特定行政庁 仙台市長

仙台市建築主事

申請者 住所

氏名

仮使用認定を受けた計画に関して内容の変更を生じますので承認をお願い申し上げます。

記

1. 認定番号	仙台市（ 都建審）指令第 号
2. 認定年月日	月 年 日
3. 建 築 場 所	
4. 建築物の名称	
5. 主 要 用 途	
6. 工 事 種 別	
7. 延 べ 面 積	(申請部分) (申請以外の部分) (合計) m ² m ² m ²
8. 申 請 棟 数	
9. 建築物の構造	
10. 建築物の階数	
11. 変 更 内 容	
12. 変 更 理 由	

○認定変更報告書

年 月 日

認定変更報告書（仮使用認定）

（あて先）特定行政庁 仙台市長

仙台市建築主事

申請者 住所

氏名

建築認定を受けた計画に関して内容の変更が生じますので報告します。

なお、詳細については別添図面のとおりです。

記

1. 建物名称	
2. 建築敷地	
3. 主要用途	
4. 認定年月日	年 月 日
5. 認定番号	第 号
6. 変更事項	

◎根拠法令等

○建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

（建築物に関する完了検査）

- 第7条** 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査（建築副主事の検査にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。第7条の3第1項において同じ。）を申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、第6条第1項の規定による工事が完了した日から4日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない。
- 4 建築主事等が第1項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事等又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下この章において「検査実施者」という。）は、その申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 5 検査実施者は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

（国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査）

- 第7条の2** 第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者が、第6条第1項の規定による工事の完了の日から4日が経過する日までに、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、前条第1項から第3項までの規定は、適用しない。
- 2 前項の規定による指定は、2以上の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては国土交通大臣が、1の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。
- 3 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行つたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事等（当該検査の引受けが大規模建築物に係るものである場合にあつては、建築主事。第7条の4第2項において同じ。）に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行つたときは、当該検査の引受けを行つた第6条第1項の規定による工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日から7日以内に、第1項の検査をしなければならない。
- 5 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。この場合において、当該検査済証は、前条第5項の検査済証とみなす。
- 6 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、完了検査報告書を作成し、同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
- 7 特定行政庁は、前項の規定による完了検査報告書の提出を受けた場合において、第1項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、遅滞なく、第9条第1項又は第7項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）

- 第7条の6** 第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第18条第24項及び第90条の3において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第7条第5項の検査済証の交付を受けた後で

なければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

- 一 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。
 - 二 建築主事等（当該建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあつては、建築主事）又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。
 - 三 第7条第1項の規定による申請が受理された日（第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が同項の規定による検査の引受けを行つた場合にあつては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日）から7日を経過したとき。
- 2 前項第一号及び第二号の規定による認定の申請の手續に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第1項第二号の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、仮使用認定報告書を作成し、同号の規定による認定をした建築物に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
- 4 特定行政庁は、前項の規定による仮使用認定報告書の提出を受けた場合において、第1項第二号の規定による認定を受けた建築物が同号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該認定を行つた第7条の2第1項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該認定は、その効力を失う。

（工事中における安全上の措置等に関する計画の届出）

第90条の3 別表第1（い）欄の（1）項、（2）項及び（4）項に掲げる用途に供する建築物並びに地下の工作物内に設ける建築物で政令で定めるものの新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用し、又は使用させる場合においては、当該建築主は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該工事中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第6条、第21条、第27条、第28条、第35条—第35条の3、第90条の3関係）

	（い）	（ろ）	（は）	（に）
（1）	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	200㎡（屋外観覧席にあつては、1,000㎡）以上	
（2）	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	300㎡以上	
（3）	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	2,000㎡以上	
（4）	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホー	3階以上の階	500㎡以上	

	ル、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの			
(5)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		200 m ² 以上	1,500 m ² 以上
(6)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階		150 m ² 以上

○建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抜粋）

（避難施設等の範囲）

第13条 法第7条の6第1項の政令で定める避難施設、消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機又は防火区画（以下この条及び次条において「避難施設等」という。）は、次に掲げるもの（当該工事に係る避難施設等がないものとした場合に第112条、第5章第2節から第4節まで、第128条の3、第129条の13の3又は消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条から第15条までの規定による技術的基準に適合している建築物に係る当該避難施設等を除く。）とする。

- 一 避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）以外の階にあつては居室から第120条又は第121条の直通階段に、避難階にあつては階段又は居室から屋外への出口に通ずる出入口及び廊下その他の通路
- 二 第118条の客席からの出口の戸、第120条又は第121条の直通階段、同条第3項ただし書の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの、第125条の屋外への出口及び第126条第2項の屋上広場
- 三 第128条の3第1項の地下街の各構えが接する地下道及び同条第4項の地下道への出入口
- 四 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備で自動式のもの
- 五 第126条の2第1項の排煙設備
- 六 第126条の4の非常用の照明装置
- 七 第129条の13の3の非常用の昇降機
- 八 第112条（第128条の3第5項において準用する場合を含む。）又は第128条の3第2項若しくは第3項の防火区画

（避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事）

第13条の2 法第7条の6第1項の政令で定める軽易な工事は、バルコニーの手すりの塗装の工事、出入口又は屋外への出口の戸に用いるガラスの取替えの工事、非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事その他当該避難施設等の機能の確保に支障を及ぼさないことが明らかな工事とする。

（工事中における安全上の措置等に関する計画の届出を要する建築物）

第147条の2 法第90条の3（法第87条の4において準用する場合を含む。）の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積が10 m²以内のものを除く。）又は展示場の用途に供する建築物で3階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500 m²を超えるもの
- 二 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500 m²を超えるもの
- 三 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店若しくは飲食店の用途又は前二号に掲げる用途に供する建築物で5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000 m²を超えるもの
- 四 地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が1,500 m²を超えるもの

○建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（抜粋）

（仮使用の認定の申請等）

第4条の16 法第7条の6第1項第一号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により特定行政庁の仮使用の認定を受けようとする者は、別記第33号様式による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、当該認定の申請に係る建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事等を置く市町村の長又は都道府県知事たる特定行政庁に対して申請を行う場合においては、当該特定行政庁の指揮監督下にある建築主事等が当該図書及び書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）並びに次の表の（い）項及び（は）項に掲げる図書（令第138条に規定する工作物（同条第2項第一号に掲げるものを除く。以下この項において「昇降機以外の工作物」という。）を仮使用する場合にあつては（ろ）項及び（は）項に掲げる図書、昇降機以外の工作物と建築物又は建築物及び建築設備とを併せて仮使用する場合にあつては（い）項から（は）項までに掲げる図書。次項において同じ。）その他特定行政庁が必要と認める図書及び書類を添えて、建築主事等（当該認定の申請に係る建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあつては、建築主事）を経由して特定行政庁に提出するものとする。ただし、令第147条の2に規定する建築物に係る仮使用をする場合にあつては、（は）項に掲げる図書に代えて第11条の2第1項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書を提出しなければならない。

図書の種類		明示すべき事項
（い）	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、新築又は避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び申請に係る仮使用の部分
（ろ）	配置図	縮尺、方位、工作物の位置及び申請に係る仮使用の部分
（は）	安全計画書	工事中において安全上、防火上又は避難上講ずる措置の概要

- 2 法第7条の6第1項第二号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により建築主事等又は指定確認検査機関の仮使用の認定を受けようとする者は、別記第34号様式による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、当該認定の申請に係る建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事等又は指定確認検査機関に対して申請を行う場合においては、当該建築主事等又は指定確認検査機関が当該図書及び書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）並びに前項の表の（い）項及び（は）項に掲げる図書その他の仮使用の認定をするために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるものを添えて、建築主事等又は指定確認検査機関に提出するものとする。ただし、令第147条の2に規定する建築物に係る仮使用をする場合にあつては、（は）項に掲げる図書に代えて第11条の2第1項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書を提出しなければならない。
- 3 増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むもの（国土交通大臣が定めるものを除く。次項において「増築等の工事」という。）に係る建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させようとする者は、法第7条第1項の規定による申請が受理される前又は指定確認検査機関が法第7条の2第1項の規定による検査の引受けを行う前においては、特定行政庁に仮使用の認定を申請しなければならない。
- 4 増築等の工事の着手の時から当該増築等の工事に係る建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させようとする者が、前項の規定による仮使用の認定の申請を行おうとする場合においては、法第6条第1項の規定による確認の申請と同時に（法第6条の2第1項の確認を受けようとする者にあつては、指定確認検査機関が当該確認を引き受けた後遅滞なく）行わなければならない。ただし、特定行政庁がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。
- 5 特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関は、法第7条の6第1項第一号又は第二号の規定による仮使用の認定をしたときは、別記第35号様式、別記第35号の2様式又は別記第35号の3様式による仮使用認定通知書に第1項又は第2項の仮使用認定申請書の副本

を添えて、申請者に通知（指定確認検査機関が通知する場合にあつては、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体の交付を含む。）するものとする。

○国土交通省告示（平成27年2月23日 国住指第247号）

建築基準法第7条の6第1項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件
（平成27年2月23日）
（国土交通省告示第247号）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の6第1項第二号の規定に基づき、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準を第1に定め、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の16第2項の規定に基づき、仮使用の認定をするために必要な図書として国土交通大臣が定めるものを第2に定め、同条第3項の規定に基づき、国土交通大臣が定める工事を第3に定める。

建築基準法第7条の6第1項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件

- 第1 建築基準法（以下「法」という。）第7条の6第1項第二号の国土交通大臣が定める基準は、次の各項に定めるところによるものとする。
- 2 次の各号に掲げる場合においては、当該申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合するものであること。
- 一 建築基準法施行規則第4条の16第3項に規定する増築等に関する工事について、法第7条第1項の規定による申請が受理された後又は指定確認検査機関が法第7条の2第1項の規定による検査の引受けを行った後に仮使用の認定の申請が行われた場合
- 二 新築の工事又は第3に定める工事が完了した場合において仮使用の認定の申請が行われた場合
- 3 新築の工事又は第3に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物及びその敷地がそれぞれ当該各号に定める基準に適合するものであること。
- 一 当該敷地のみに係る工事以外の工事が完了している場合 次に掲げる基準に適合すること。
- イ 当該建築物が建築基準関係規定（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第127条から令第128条の2まで及び仮使用の部分を使用する者の安全上、防火上及び避難上支障がないもの（建築物の敷地のみに係る部分に限る。）を除く。第二号ハにおいて同じ。）に適合すること。
- ロ 当該敷地が令第127条から令第128条の2までの規定に適合すること。この場合において、これらの規定中「通路」とあるのは、「通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。
- ハ 仮使用の部分の各室から当該建築物の敷地外に通ずる通路と、仮使用の部分以外の部分から当該建築物の敷地外に通ずる通路又は当該建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分とが重複しないこと。
- ニ 仮使用をする期間が3年を超えない範囲内であること。
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合すること。
- イ 仮使用の部分と仮使用の部分以外の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（常時閉鎖をした状態にあるものに限る。）で区画すること。
- ロ 令第112条第5項、第9項（ただし書を除く。）から第11項まで及び第14項から第16項までの規定は、仮使用の認定の申請に係る建築物について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令第112条第5項	は、第1項	（以下「高層部分」という。）を仮使用する場合にあつては、平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第二
-----------	-------	--

	床面積の合計 100 m ² 以内ごとに	号イ 高層部分にある仮使用の部分と高層部分にある仮使用の部分以外の部分とを
令第112条第9項	主要構造部	工事完了後において主要構造部
	の住戸	となるものの住戸
	については、当該部分	(以下「堅穴部分」という。)を仮使用する場合にあっては、平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第二号イの規定にかかわらず、堅穴部分にある仮使用の部分
	その他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。)	堅穴部分にある仮使用の部分以外の部分
	しなければならない	すれば足りる
令第112条第14項	若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるもので	をした状態に

ハ 仮使用の部分(仮使用の部分以外の部分から当該建築物の敷地外に通ずる通路に該当する部分を除く。以下ハにおいて同じ。)が建築基準関係規定に適合すること。ただし、令第5章第2節及び第3節並びに令第129条の13の3第2項の規定については、仮使用の部分を一の建築物とみなした場合において、これらの規定に適合しなければならない。

ニ 前号ロからニまでに掲げる基準に適合すること。

ホ 建築物の建替え(現に存する1以上の建築物(以下「従前の建築物」という。)の同一敷地内に新たに建築物を建設し、当該建設の開始後において従前の建築物を1以上除却することをいう。)により新たに建設された建築物又は建築物の部分の仮使用する場合において、当該建築物又は建築物の部分について法第2条第九号の二若しくは第九号の三、法第23条、法第24条、法第25条、法第28条(居室の採光に有効な部分の面積に係る部分に限る。)、法第3章若しくは令第120条第1項若しくは令第126条の4(これらの規定中令第116条の2第1項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室に係る部分に限る。)の規定又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないことがやむを得ないと認められる場合においては、従前の建築物の除却を完了するまでの間これらの規定に適合することを要しない。

4 第3第一号及び第三号に掲げる建築物に対する前2項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第2項	建築物	建築物の増築又は改築に係る部分(以下「増改築部分」という。)
	その敷地	建築物の敷地
第3項各号列記以外の部分	建築物	増改築部分
	その敷地	建築物の敷地
第3項第一号イ及びロ	当該建築物	当該増改築部分
	仮使用の部分	仮使用の部分及び増改築部分以外の部分
第3項第一号ハ	仮使用の部分の各室	仮使用の部分及び増改築部分以外の部分の各室

	、仮使用の部分以外の部分	、これらの部分以外の部分
第3項第二号ハ	仮使用の部分以外の部分	仮使用の部分以外の部分（増改築部分以外の部分を除く。）

第2 建築基準法施行規則第4条の16第2項の国土交通大臣が定める図書は、次の表のとおりとする。

図書の種類	明示すべき事項
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、新築又は避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び仮使用の部分
	仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	第1第3項第二号イ又はロの規定による区画（以下「仮使用区画」という。）の位置及び面積
	仮使用区画に用いる壁の構造
	仮使用区画に設ける防火設備の位置及び種別
	仮使用区画を貫通する風道の配置
	仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
	給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別
二面以上の断面図	仮使用区画に用いる床の構造
	令第112条第10項に規定する外壁の位置及び構造
	仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
	給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別
耐火構造等の構造詳細図	仮使用区画に用いる床及び壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
	仮使用区画に設ける防火設備の構造、材料の種別及び寸法
配置図	縮尺、方位、工作物の位置及び仮使用の部分
	敷地境界線及び敷地内における建築物の位置
	敷地の接する道路の位置及び幅員
	仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分
安全計画書	工事中において安全上、防火上又は避難上講ずる措置の概要
その他法第7条の6第1項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	法第7条の6第1項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な事項

第3 建築基準法施行規則第4条の16第3項の国土交通大臣が定める工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 増築の工事であって、次に掲げる要件に該当するもの
 - イ 仮使用の認定の申請前に避難施設等に関する工事（仮使用の部分に係るものに限る。）を完了していること。
 - ロ 増築に係る部分以外の部分に係る避難施設等に関する工事を含まないこと。
- 二 建築物の改築（一部の改築を除く。）の工事
- 三 建築物が開口部のない自立した構造の壁で区画されている場合における当該区画された部分の改築（一部の改築を除く。）の工事

附 則

この告示は、平成２７年６月１日から施行する。

○**仙台市建築基準法の施行に関する条例(平成１２年３月１７日 仙台市条例第１９号)(抜粋)**
(許可等の申請手数料)

第１１条 次の各号に掲げる許可等の処分の申請をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法第７条の６第１項第一号若しくは第二号又は法第１８条第２４項第一号若しくは第二号(法第８７条の４又は第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用に係る認定 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用に係る認定申請手数料 １２万円

○**仙台市建築基準法施行細則(昭和４６年７月３０日 仙台市規則第３７号)(抜粋)**
(申請等の手続)

第２条 法、政令、省令、県条例、特別用途地区条例、地区計画条例、施行条例又はこの規則の規定による申請、届出又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者が法人である場合においては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を申請等の書類に記載しなければならない。

- ２ 申請等をしようとする者が本市の区域内に住所を有しない場合において、市長又は建築主事等が必要と認めるときは、本市の区域内に住所を有する者を代理者と定め、その旨を申請等の書類に記載しなければならない。

- ３ 市長に提出する申請等(指定確認検査機関が行うものを除く。)の書類は、当該申請等に係る建築物、建築設備若しくは工作物(以下「建築物等」という。)の敷地、道路の敷地となる土地又は建築協定の区域(以下この項において「敷地等」という。)が存する区(敷地等が二以上の区の区域にわたる場合においては、当該敷地等における面積が最大となる区)の区役所の建設部街並み形成課に提出するものとする。

- ４ 建築主事等に提出する申請等の書類は、都市整備局建築宅地部建築審査課に提出するものとする。

(氏名等の変更の届出)

第１７条 法第６条第１項(法第８７条第１項、法第８７条の４又は法第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による建築主事等の確認又は法第６条第１項に規定する建築基準法令の規定による市長の許可、指定、認定若しくは承認を受けた建築主は、これらに係る工事を完了する前に建築主、代理者、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所に変更を生じ、又は工事監理者若しくは工事施工者を選任し、若しくは変更したときは、氏名変更等届出書により、遅滞なく、その旨を当該建築主事等又は市長に届け出なければならない。